

介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

(2018.4.1～)

サービス内容	指定訪問看護(要介護者対象)				介護予防訪問看護(要支援者対象)				サービス提供時間	基本単位	
	利用料 (10割)	利用者負担額		単位	利用料 (10割)	利用者負担額		単位		要介護	要支援
		(1割)	(2割)			(1割)	(2割)				
訪問看護 I-1・時間内	3,175円	318円	635円	311	3,063円	307円	613円	300	1回につき 20分未満	311単位	300単位
訪問看護 I-2・時間内	4,768円	477円	954円	467	4,574円	458円	915円	448	1回につき 30分未満	467単位	448単位
訪問看護 I-3・時間内	8,331円	834円	1,667円	816	8,035円	804円	1,607円	787	1回につき 30分以上1時間未満	816単位	787単位
訪問看護 I-4・時間内	11,414円	1,142円	2,283円	1,118	11,026円	1,103円	2,206円	1,080	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1,118単位	1,080単位
◆訪問看護 I-5(PT・OT・ST)	3,022円	303円	605円	296	2,920円	292円	584円	286	リハビリ 20分	296単位	286単位
◆訪問看護 I-5(PT・OT・ST)	6,044円	605円	1,209円	592	5,840円	584円	1,168円	572	リハビリ 要介護：296単位×2 1回40分 要支援：286単位×2		
◆訪問看護 I-5・2超(PT・OT・ST)	8,147円	815円	1,630円	798	7,871円	788円	1,575円	771	リハビリ 要介護：266単位×3 1回60分 要支援：257単位×3		
★特別管理加算 I (1ヶ月に1回)	5,105円	511円	1,021円	500	5,105円	511円	1,021円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること		
★特別管理加算 II (1ヶ月に1回)	2,552円	256円	511円	250	2,552円	256円	511円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること		
複数名訪問看護加算(Ⅰ) 【+看護師等】	30分未満	2,593円	260円	519円	254	2,593円	260円	519円	254	1回につき看護師等と①看護師等または②看護補助者により、複数名で1人の利用者に訪問看護(介護予防含む)を行った場合に算定 ※ご利用者またはご家族の同意が必要	
	30分以上	4,104円	411円	821円	402	4,104円	411円	821円	402		
複数名訪問看護加算(Ⅱ) 【+看護補助者】	30分未満	2,052円	206円	411円	201	2,052円	206円	411円	201		
	30分以上	3,236円	324円	648円	317	3,236円	324円	648円	317		
★長時間訪問看護加算	3,063円	307円	613円	300	3,063円	307円	613円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定		
初回加算	3,063円	307円	613円	300	3,063円	307円	613円	300	新規に訪問看護を提供した場合に算定		
退院時共同指導加算	6,126円	613円	1,226円	600	6,126円	613円	1,226円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合に算定		
緊急時訪問看護加算	5,860円	586円	1,172円	574	5,860円	586円	1,172円	574	1か月につき1回算定		
★ターミナルケア加算	20,420円	2,042円	4,084円	2,000					死亡月につき1回算定(※要介護のみ)		

★…緊急時訪問看護加算(24時間対応の体制が整っている)を届出している訪問看護ステーションが算定可能となります

◆…療法師(PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士)の実施するリハビリの上限は、週6回(1回20分)120分迄となります。

(注意)緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

その他加算に関して

夜間・早朝加算	午前6時～午前8時まで、または午後6時から午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%が加算されます。
深夜加算	午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%が加算されます。

≪利用料負担額の計算方法≫

$$\text{単位数} < *1 > \times 10.21 \times \text{利用者負担割合} = \text{利用者負担額 (小数点以下切り上げ)}$$

< *1 > 准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%となります。

【7級地】